肺炎球菌と予防接種

１　肺炎球菌とは

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。また日常的に生じる成人の肺炎のうち１/４～１/３は肺炎球菌が原因と考えられています。

２　肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には９０種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「２３価肺炎球菌ワクチン（一般名：２３価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名：ニューモバックス NP)」は、そのうちの２３種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この２３種類の血清型は、平成２５年には成人における侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約６割を占めるという研究結果があります。

過去に「２３価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は、定期接種の対象とはなりません。また、新たに承認された「１３価肺炎球菌ワクチン（一般名：沈降１３価肺炎球菌結合型ワクチン、商品名：プレベナー１３）」は、定期接種に使用できません。ただし「１３価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある場合でも「２３価肺炎球菌ワクチン」を定期接種することができます。

※侵襲性感染とは本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

３　肺炎球菌ワクチンの副反応

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど)、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

４　接種スケジュール

・このワクチンは１回 0.5ｍｌを筋肉内又は皮下に注射します。

・健康な方では少なくとも接種後５年間は効果が持続するとされており、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。

※過去５年以内に接種を行ったことがある方では、再接種により注射部位の痛み、赤み、しこり等の副反応が、初回接種よりも頻度が強く発現することがあります。

５　接種対象者など

法律で決められた肺炎球菌ワクチンの予防接種の対象者は、下表のとおりです。平成２６年度から平成３０年度の５年間で６５歳以上の方が全員１回接種できる機会がありましたが、さらに令和５年度まで期間を延長し、これまでに肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがない６５歳以上の方が引き続き対象者となる機会ができました。

但し、今までに１度でも肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けている方は、この定期予防接種の対象外となります。（接種したのが５年以上前でも対象外となります。）

（１） 令和５年度の対象者

昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれの方（65 歳）
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日生まれの方（70 歳）
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれの方（75 歳）
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方（80 歳）
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日生まれの方（85 歳）
昭和　8 年 4 月 2 日～昭和 9 年 4 月 1 日生まれの方（90 歳）
昭和　3 年 4 月 2 日～昭和　4 年 4 月 1 日生まれの方（95 歳）
大正 12 年 4 月 2 日～大正 13 年 4 月 1 日生まれの方（100 歳）

（２）また、６０ 歳から６５歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方も定期接種の対象となります。（６０歳以上６５歳未満の方で、対象となるかどうかわからない場合は、知立市保健センターにお尋ね下さい）。

しかし、予防接種を受けることの義務はなく、ご本人が自らの意思と責任で接種を希望する場合のみに予防接種を行います。接種を受けるご本人の意思確認が難しい場合は、家族又はかかりつけ医の協力によりご本人の接種意思の確認をすることは認められていますが、接種を希望することが確認できた場合に限り接種を行うことができます。最終的に対象者の意思確認ができない場合は、予防接種法にもとづく接種を行うことはできないことから、任意の予防接種として接種することをご検討ください。

６　予防接種を受ける前に

（１）一般的注意

肺炎球菌ワクチンの予防接種について、通知やパンフレットをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、知立市保健センターへお問い合わせください。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください（下記＜注意＞を参照のこと）。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

＜注意＞　インフォームドコンセント（説明と同意）

医師の十分な説明に基づく患者の同意をインフォームドコンセント（説明と同意）と言います。

法律に基づく肺炎球菌ワクチンの予防接種はあくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、インフォームドコンセントがない場合には、接種する医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師から説明を聞き、理解した上で判断をして下さい。

（２）予防接種を受けることができない人

①　明らかに発熱のある人

一般的に、体温が３７．５℃以上の場合を指します。

②　重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

③　肺炎球菌ワクチンの予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人

「アナフィラキシー」というのは通常接種後約３０分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④　その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～③に入らなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

（３）予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

①　心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人

②　過去に予防接種を受けたとき、２日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人

③　今までにけいれんを起こしたことがある人

④　今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人

⑤　肺炎球菌ワクチンの予防接種の成分に対して、アレルギーがあるといわれたことがある人

（４）予防接種を受けた後の一般的注意事項

①　予防接種を受けた後３０分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。

②　予防接種の副反応の多くは２４時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。

③　入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

④　接種当日はいつも通りの生活をしてもかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

７　その他

（１）実施時期及び通知について

定期の予防接種は、市が行うことになっており、広報、個別通知などでお知らせしています。

（２）新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔について

高齢者肺炎球菌予防接種の前後に新型コロナウイルスワクチンの接種を行う場合は、互いに１３日以上の間隔が必要です。

（３）予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合や、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎などにり患、あるいはり患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

（４）副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診療を受けてください。そのほか、分からない時は下記へお問い合わせください。

※　知立市保健センター　　健康増進課　TEL　８２－８２１１
FAX　８３－６５９１